

令和3年度第2回「学ぶ土台づくり」研修会(入門編)

一人一人に応じた教育・保育の展開

参考:幼稚園教育要領解説(文部科学省 平成30年3月)
保育所保育指針解説(厚生労働省 平成30年3月)
幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説
(内閣府・文部科学省・厚生労働省 平成30年3月)

主催 宮城県教育委員会





1 障害のある幼児などへの指導



学校教育法第八十一条 第一項・第二項

第八十一条 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、**障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。**

② 小学校、中学校、義務教育学校…(中略)…特別支援学級を置くことができる。

- 一 知的障害
- 二 肢体不自由
- 三 身体虚弱者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの





特別支援教育において大切な視点

- 障害の状態により生活上の困難が異なることに留意
- 個々の幼児の障害の状態等に応じて
- 指導内容・指導方法の工夫の検討

→ 適切な指導



幼児教育施設内の 特別支援教育体制の充実

- ・ 園内委員会を設置
- ・ 特別支援教育コーディネーターの園務分掌への位置付け
- ・ 特別支援学校等への専門的な助言や援助の要請
- ・ 計画的・組織的な取組





障害のある幼児などへの指導に当たって

- ・ 個々の幼児に対する配慮等の必要性の
共通理解
- ・ 全ての教職員の連携
- ・ 幼児のありのままの姿の受け止め
- ・ 幼児の安心とゆとり
- ・ 周囲の環境との十分な関わり





障害のある幼児などへの指導に当たって

保育者の理解の在り方や指導の姿勢が、他の幼児に大きく影響することに留意して…

- ・ 学級内における温かい人間関係づくり
- ・ 互いを認め合う肯定的な関係づくり





2 インクルーシブ教育システム



「障害者の権利に関する条約」

教育関係の主要な条文

第24条

- 1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、次のことを目的とするあらゆる段階における**障害者を包容する教育制度 (an inclusive education system)** 及び生涯学習を確保する。(後略)
- 2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。
 - (a) 障害者が障害を理由として教育制度一般から排除されないこと(not excluded from the general education system) 及び障害のある児童が障害を理由として無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。



インクルーシブ教育システムとは

- ・ 障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み
- ・ 障害のある者が教育制度一般から排除されないこと
- ・ 自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること
- ・ 個人に必要な「合理的配慮」が提供されること

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)概要より
抜粋 (文部科学省初等中等教育局特別支援課 平成24年7月)



インクルーシブ教育システム構築のための 特別支援教育の推進

- 基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもができるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべき
- すべての子どもにとっても、良い効果をもたらすことができるもの

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)概要より
抜粋 (文部科学省初等中等教育局特別支援課 平成24年7月)





幼児教育とインクルーシブ教育

- 幼児一人一人の発達の特徴を理解
- 発達の課題に応じた指導

→ 全ての幼児にとって望ましい支援





3 個別の教育支援計画



障害者基本計画(平成15年 内閣府)

4. 教育・育成

(1) 基本方針

障害のある子供一人一人のニーズに応じてきめ細かな支援を行うために乳幼児期から学校卒業後まで一貫して計画的に教育や療育を行うとともに、学習障害、注意欠陥/多動性障害、自閉症などについて教育的支援を行うなど教育・療育に特別のニーズのある子供について適切に対応する。

(2) 施策の基本的方向

a. 一貫した相談支援体制の整備

障害のある子供の発達段階に応じて、関係機関が適切な役割分担の下に、一人一人のニーズに対応して適切な支援を行う計画(個別の支援計画)を策定して効果的な支援を行う。

(中略)

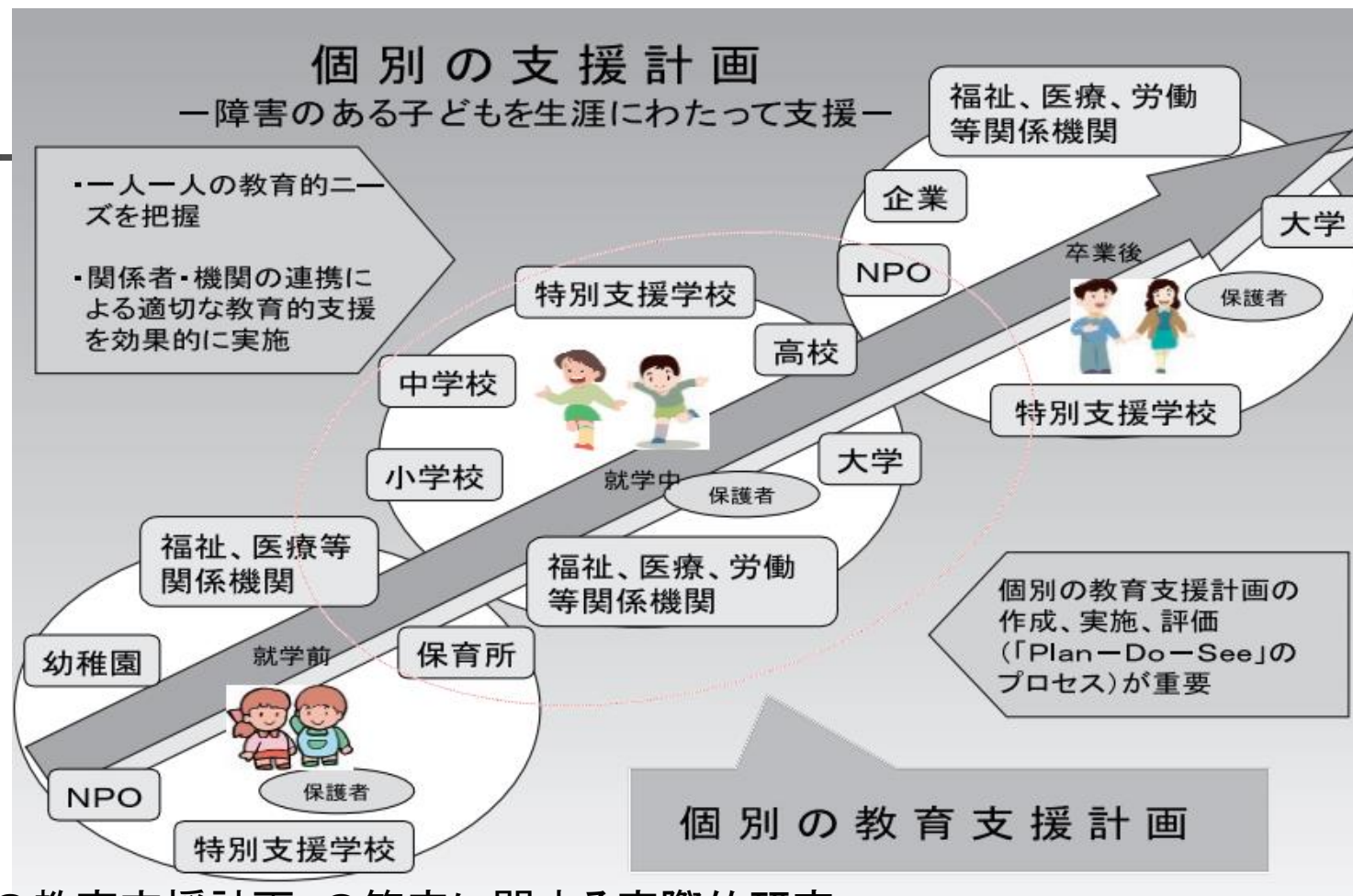
d. 社会的及び職業的自立の促進

障害のある子供の社会的・職業的自立を促進するため、教育、福祉、医療、労働等の幅広い観点から適切な支援を行う個別の支援計画の策定など障害のある子供一人一人のニーズに応じた…

以下省略



個別の教育支援計画の作成と活用



「個別の教育支援計画」の策定に関する実際的研究

2006 独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 報告書P17

個別の教育支援計画の活用にあたって

- 適切な支援の目的や教育的支援の内容の設定
- 就学先の小学校への在園中の支援の目的や教育的支援の内容の伝達

→ 切れ目のない支援

※ 保護者の同意

※ 個人情報適切な取扱いと保護



就学前からつくる個別の教育支援計画



“つなげるための作り方と使い方”

(令和3年3月 宮城県教育委員会)

「切れ目ない支援体制の確立」に向けて、就学前の段階からの一貫した支援の充実を目指し、小学校や特別支援学校小学部への円滑な接続を行うために、就学前からの子供たちを対象とした「個別の教育支援計画作成の手引き」を発行。

就学前からつくる個別の教育支援計画

“つなげるための作り方と使い方”

(令和3年3月 宮城県教育委員会)

1
作成編

様式Ⅱ：実態シート

氏名	令和	年度	令和	年度	令和	年度
	0歳		1歳		2歳	
担任/記入者	現在の様子					
家庭との連携	家庭での養育の協力体制は？ 園等との関わり手は？				P.14	
身体・健康	身体の発育状況に特徴はあるか？ 健康上の配慮点（服薬やアレルギー等） はあるか？				P.14	
運動	粗大運動や微細運動の状況は？ 道具の扱いはどの程度できるか？				P.16	
基本的 生活習慣	生活のリズムは整っているか？ 着替え、排泄、食事などの 身辺自立の状況は？				P.16	
対人関係・ 社会性	周囲からの働き掛けに対する反応は？ 人との関わりを好むか？ 友達関係の状況はどうか？				P.18	
認識・ ことば	視覚や聴覚の状態はどうか？ ことばの発達に遅れや偏りはないか？ 文字や数に興味があるか？				P.18	
情緒・行動	園等における情緒の状態はどうか？ 予定や状況の変化に対応できるか？				P.20	
興味・関心	どんなことが好きか？ 得意なことは何か？				P.20	

▶ 10 ◀

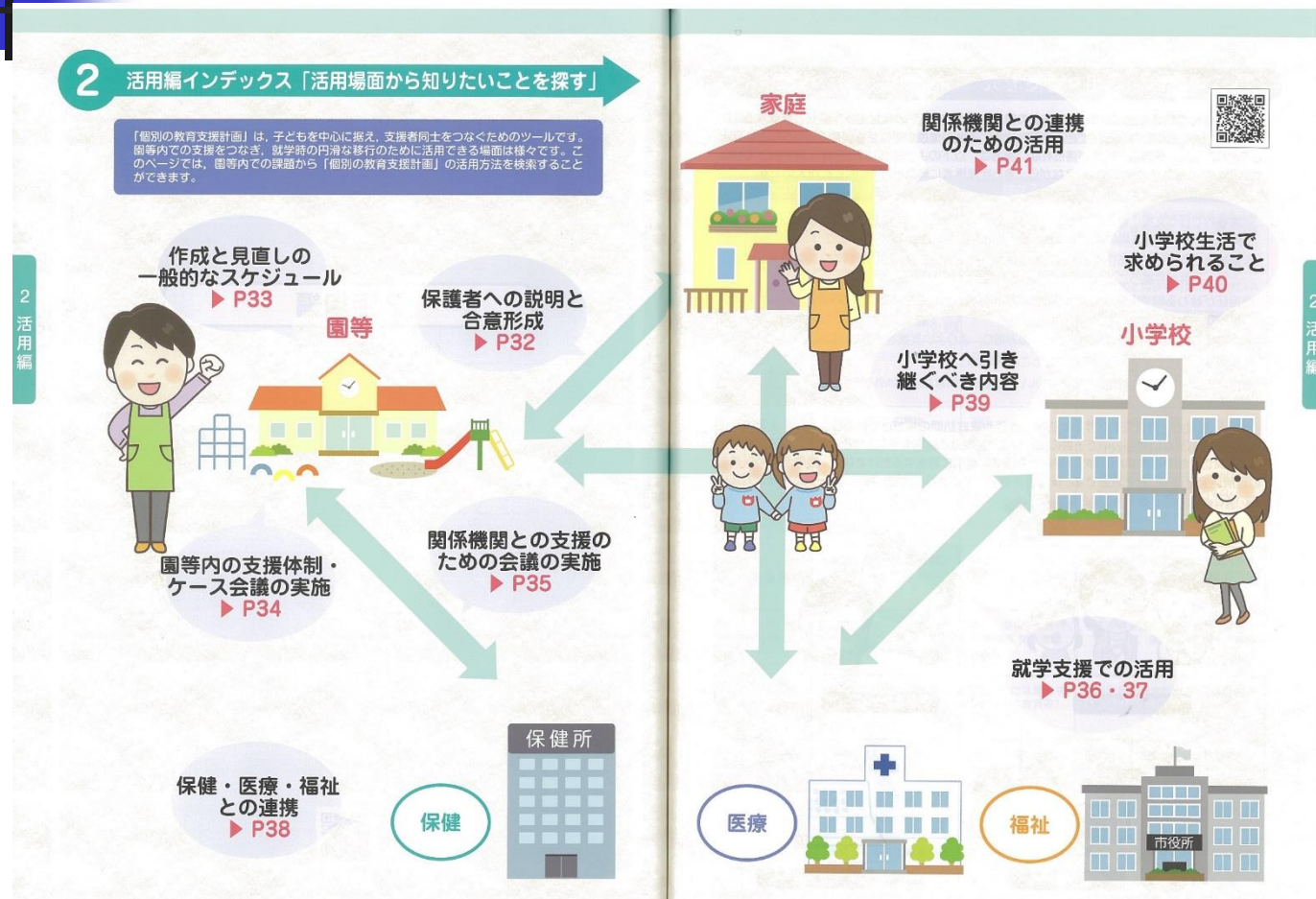
1 作成編（様式Ⅱ：実態シート）

- 家庭での養育の協力体制は？
- 健康上の配慮点はあるか？
- 道具の扱いはどの程度できるか？

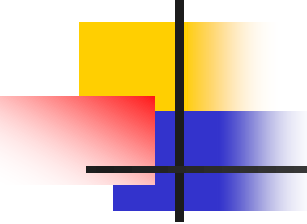
就学前からつくる個別の教育支援計画

“つなげるための作り方と使い方”

(令和3年3月 宮城県教育委員会)



ぜひ
この手引きを
御活用ください！！



4 個に応じた手立ての実際





障害のある幼児など

視覚障害

聴覚障害

知的障害

肢体不自由

病弱・身体虚弱

言語障害

情緒障害

自閉症

ADHD

そのほか、行動面などにおいて困難のある幼児で発達障害の可能性のある幼児も含まれる。



個に応じた手立て

弱視の幼児

…ぬり絵をするときに輪郭を太くする

難聴の幼児

…近くに座るようにして絵本を読む



幼児の障害の種類・程度に応じた配慮をする必要がある。



幼児教育施設における 個に応じた指導内容や指導方法①

生活の見通しがもちにくく、気持ちや行動が
安定しにくい幼児

- その幼児が理解できる情報
(具体物・写真・絵・文字など)
- 保育者や仲の良い友達をモデルに



幼児教育施設における 個に応じた指導内容や指導方法②

ざわざわした声などを不快に感じ、
集団活動に参加することが難しい幼児



- 短い時間の参加から、徐々に参加の時間を延長
- イヤーマフなどで音を遮断





5 海外から帰国した 幼児などへの配慮

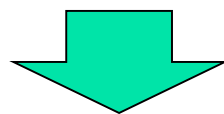


海外から帰国した幼児などへの配慮

異文化における生活経験等を通して、我が国の社会とは異なる言語や生活習慣、行動様式に親しんでいる。

一人一人の実態は、その在留国や母国の言語的・文化的背景、滞在期間、年齢、就園経験の有無、家庭の教育方針などによって様々である。

生活に必要な日本語の習得に困難のある幼児もいる。



幼児一人一人の実態を的確に把握し、指導内容や指導方法の工夫を組織的・計画的に行う。

全ての教職員で共通理解を深め、幼児や保護者と関わる体制を整える。



海外から帰国した幼児などへの配慮

保育者は…

- ・ その幼児が暮らしていた国の生活などに関心を持ちながら、理解しようとする姿勢で幼児一人一人の実情を把握すること

- ・ その幼児が保育者によって受け入れられ、見守られているという安心感を持ち、次第に自己を発揮できる

信頼関係

○スキンシップをとりながら幼児の安心感につながる関わり方をする。



○挨拶や遊戯・言葉遊びの中にも母語を使ってみる。
**幼児が思ったことを言ったり
気持ちを表したりできる**

海外から帰国した幼児などへの配慮

保育者や他の幼児との温かい触れ合いの中で、自然に日本語に触れたり、日本の生活習慣に触れたりすることができるように配慮する。

幼児が日本の生活や幼児教育施設での生活に慣れていくよう、家庭との連携を図る。

→ 保護者に対して幼児教育施設での生活の様子や保育の方針について丁寧に説明して理解を促す。





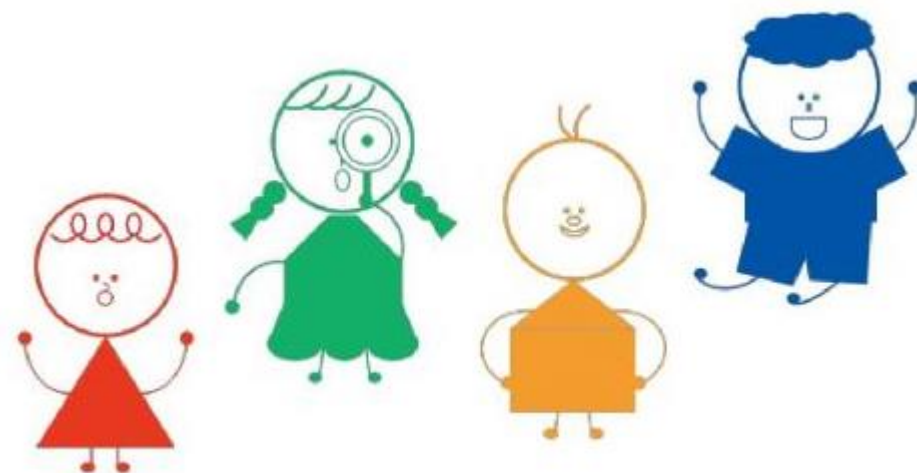
6 一人一人に応じた 教育・保育の展開



宮城県幼児教育推進指針 みやぎの学ぶ土台づくり

一人一人に応じた教育・保育の展開

教育現場は、子供が保育者や多くの子供と集団で生活する中で、子供一人一人に応じた教育・保育を行うことにより、生きる力の基礎を培う経験を積み重ねていく場です。障害のある子供に対しては、保育者などが障害に関する知識や配慮などについての正しい理解を深め、組織的に対応できるようにしましょう。また、海外から帰国した子供や外国人の子供など日本語の習得に困難のある子供に対しては、個々の実態に応じ、組織的・計画的に教育・保育の内容や支援の方法を工夫しましょう。



一人一人に応じた教育・保育

様々な背景をもった子供が生活を共にすることは…

異なる習慣や行動様式をもった他の子供と関わり、それを認め合う貴重な経験につながる。

一方で…

幼児期は、外見など自分にとって分かりやすい面にとらわれたり、相手の気持ちに構わず、感じたことを言ってしまう傾向も見られる。

→ 保育者は、感情を受け止めつつ、一人一人がかけがえのない存在であるということに気付くよう促す。



令和3年度第2回「学ぶ土台づくり」研修会(入門編)

一人一人に応じた教育・保育の展開

参考:幼稚園教育要領解説(文部科学省 平成30年3月)
保育所保育指針解説(厚生労働省 平成30年3月)
幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説
(内閣府・文部科学省・厚生労働省 平成30年3月)

主催 宮城県教育委員会

